

営業所における専任の技術者の取り扱いについて

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号においては、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護すること等を目的に、建設業の許可の要件として、建設業者は営業所ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされている。

一方、建設業においては、これまで以上に生産性の向上が求められており、これに伴い建設業者において技術者の配置及び運用に対する関心も高まっていること等から、今般、当該営業所における専任の技術者の取扱いについて下記のとおり明確化したので、通知する。

記

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）については、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているところであるが（建設業許可事務ガイドラインについて（平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号）〔別添〕【第 7 条関係】2. (1)（以下「ガイドライン」という。））、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者又は監理技術者（法第 26 条第 3 項に規定する専任を要する者を除く。以下「主任技術者等」という。）となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取り扱う。

なお、営業所専任技術者として申請のあった技術者が会社の社員の場合は、出向社員であっても、当該技術者の勤務状況、給与の支払状況、当該技術者に対する人事権の状況等により専任性が認められれば、営業所専任技術者として取り扱うこととされているところであるが（ガイドライン）、営業所専任技術者が本取扱いにより工事現場における主任技術者等となる場合であっても、当該技術者は、主任技術者等としての立場においては、所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であるので、念のため申し添える。

以上